

設置認可に関する審査基準等の改正について

<検討に当たっての背景>

森友学園による小学校設置認可申請において、申請書等に事実と異なる記載が見受けられたことや、審議会による条件付き「認可適当」との答申が、行政行為である認可があったかのような誤解が生じたことなど、森友学園による小学校認可申請にかかる一連の事案を踏まえこれを教訓として、二度とこのような事案が起こらないよう、様々な観点から改善を検討した。

1. 審査基準の改正

(1) 虚偽申請等への厳格な対応

ア 改正(案)の趣旨

虚偽申請等を行った法人に対して、認可しない期間を設けることによって、虚偽申請等に対する抑止力を強化するため、検討を行うもの。

イ 改正(案)

(ア) 再申請禁止期間の設定

- ① 以下の文言を審査基準（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校・各種学校）に追加。

【改正案】 ※「全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の例による

第1 学校の設置認可に「9 設置認可をしない場合」を追加

9 設置認可をしない場合

教育長は、私立学校の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が、学校教育法第4条に定める認可の申請において、偽りその他の不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していない者については、当該認可をしないものとする。

- ② ①に伴い、「課程の設置認可」、「学科の設置認可」及び「収容定員に係る学則変更認可」についても、再申請禁止期間を設定するため、同趣旨の規定整備を行う。

【改正案】 ※「全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の例による

第2 課程の設置認可

(現行) 第1の3から8まで(6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。
⇒ (改正案) 第1の3から9まで(6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。

第3 学科の設置認可

(現行) 第1の4から8まで(4(1)、6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。
⇒ (改正案) 第1の4から9まで(4(1)、6及び7の(7)を除く。)の規定を準用する。

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 規模(略)

2 教職員、施設及び設備等

(現行) 収容定員を変更する場合は、第1の5から8まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から8までの規定は準用しない。

⇒ (改正案) 収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」は「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

(イ) 再申請禁止期間の遡及効

- 今回の改正内容の実効性を高めるため、本改正以前に、偽りその他の不正の行為があった者に対しても、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していない者については、当該規定を適用するか否か、検討する。

■ 再申請禁止期間の遡及に関する顧問弁護士の見解

「遡及適用される旨を書き込めば、少なくとも申請を受理しない一つの根拠にはなる。ただし、不利益処分の遡及適用となるので、訴訟リスクがある。」

【改正案】

原則として不利益処分は遡及すべきでないことを踏まえ、遡及適用は行わない。

■ 参考 <国における不認可期間の規定について>

<大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準>

(平成 15 年文部科学省告示第 45 号) >

第 2 条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校に関する法第 4 条第 1 項の認可の申請を審査する場合において、**認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。**

- 一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第 2 条の届出において、**偽りその他の不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して 5 年以内で相当と認める期間を経過していない者以下(略)**

(2) 申請書記載内容の充実：様式の整備

ア 改正(案)の趣旨

申請書に記載すべき内容を充実、強化することによって、事実と異なる記載を行うことが困難となるような仕組みを構築し、虚偽申請等の発生を事前に防止するため、検討を行うもの。

イ 改正(案)

➤別紙 1 及び別紙 2 のとおり

(3) 基準内容の見直し：借地上の校舎建築の緩和

ア 改正(案)の趣旨

借地上の校舎建築を可能とする内容に、審査基準を見直すもの。

イ 改正(案)

- 「第1 私立学校の設置認可」中「7 資産等」(2)の規定を以下のとおり変更する。

【現行】 ※「全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の例による

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次の基準を満たす場合に限り、借地を校地及び運動場とすることができる。
 - ア 当該借地の上に、校舎(倉庫等簡易な建物を除く。)がないこと。
 - イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、将来にわたり、安定して使用できること。
 - (ア) 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
 - (イ) 借地の所有者が国、地方公共団体等の公共的団体であること。



【改正案】 《小・中・高(全日制)・中等について共通して改正、高(通信制)はイを追加》

校地・校舎について、ともに一定の要件の下、借用可とする。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。
 - ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
 - イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

<参考>

■ 他府県の状況等について

- 平成19年3月の文科省通知による。
- 東京都、神奈川県、兵庫県、滋賀県においては、校地・校舎とも借用可。
- 愛知県、福岡県、京都府においては、校地は借地可。

- 上記改正に伴い、資産等に関する審査を強化するため、「7 資産等」(5)エの規定について、借入金にかかる基準を厳格化し、以下のとおり、ただし書を削除する。

【改正案】 《小・中・高・中等、専・各について共通して改正》

7 資産等

(5)

- エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。 ⇒ただし書の規定を削除

2. 条件付き「認可適当」答申の改善

(1) 改正(案)の趣旨

条件付き「認可適当」答申について、「認可適当」であるかのような誤解を招いたことから、申請者や府民に誤解が生じないようにするとともに、誰に対しても分かりやすい内容となるよう検討を行うもの。

(2) 改正(案)

- 原則として、条件付き「認可適当」との答申は行わない。
- なお、条件が達成出来なければ「認可適当」とならない事案については、「継続審議」とする。
- ただし、認可後における条件については、附帯意見として、記載するものとする。

<参考>

■ 他府県の状況について

- 近畿（京都府、兵庫県、和歌山県、滋賀県）及び東京都、神奈川県、愛知県、福岡県においては事例なし
- これ以外全国事例（福井県2件、石川県、長崎県）〈文科省調べ〉

■ 大阪府の過去の事例について

- 平成18年度～平成28年度における条件付き「認可適当」答申の事例

答申日	案件	条件
H20.7.31	樟蔭東高等学校の学科設置及び収容定員に係る学則変更の件	○法人の財務状況について基準に定める要件を満たすことを書面により明らかにすること。要件を満たさない場合は、再度、当審議会で議論。
H21.12.21	みすず学園森町幼稚園（仮称）の設置の件	○保護者説明の状況、預かり保育に利用する保育室のスペース確保など次回定例会で明らかにすること。
H26.1.24	構造改革特別区域法に基づく学校設置会社による通信制高等学校の設置について	○通信教育の内容に関する留意事項の適切な実施（スクーリング、試験を行う場所、添削指導の設問形式等）

3. 「認可適当」答申の文言の改善

(1) 改正(案)の趣旨

審議会の「認可適当」答申について、行政行為である「認可」であるかのような誤解を招いたことから、申請者や府民に審議会の「認可適当」答申が行政行為である「認可」がなされたかのような誤解が生じないようにするとともに、誰に対しても分かりやすい内容となるよう文言の検討を行うもの。

(2) 改正(案)

- 行政行為である「認可」の文言は使用しない。
- ～（案件名）の申請内容は「適当である」に変更

<参考> ■他府県の状況について

都道府県名	文言
京都府	「～について、適当と認める」
兵庫県	「認可を適当と認めます」
和歌山県	「認可を適当と認める」
滋賀県	「認可を適当と認める」
東京都	「認可を適当と認める」 (校舎建築前に計画書の内容を審議会に諮る場合は「承認を適当と認める」となる。)
神奈川県	可とする
愛知県	設置計画) 適当である 設置認可) 可とする
福岡県	一次) 二次審議移行支障なし 二次) 認可支障なし

4. 設置認可の時期について（設置認可申請、審議会答申との関連）

(1) 改正(案)の趣旨

現在、「認可」の時期が開校の直前であることから、開校後の学校運営に必要な教員の確保や校舎建築完了時期が開校直前となっている。

認可の時期を早めることによって、開校に向けた準備（教員確保や校舎建築完了など）が整う時期を早め、開校を確実なものとするのが期待できることから、検討を行うもの。

(2) 認可時期の前倒しについての考え方

- 入学を希望する児童・生徒の不安定な状況を解消し、就学に多大な影響を及ぼすことのないよう、確実な進学先を確保する。
- また、教員、教具、図書など学校運営に必要な人員、設備や備品の確保が事前に行われることにより、円滑な開校が見込まれ、かつ、校舎建築完了時期が前倒しとなることにより、開校の確実性が担保されることから、認可時期の前倒しを行う。

(3) 改正(案)

- 原則として、**開設年度の前年度の9月末に「認可」を行うこととする。**
⇒**現行制度の6ヶ月前倒し**

<参考>

■ 生徒募集等に関するスケジュール

- 高校** ・11月中旬 大阪府公立高等学校連絡協議会：公立高校の募集人員の決定
- 中学・高校** ・11月中旬 高校、中学校生徒募集状況（総募集人員）プレス発表【大阪中高連】

■ 他府県状況 別紙のとおり

■ 大阪府の現行のスケジュール

開設の前々年度												開設の前年度												開設年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
							11/未締切																3/未	
							申請	審議会答申															現地調査	認可